

令和7年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東
土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第 19 号議案

令和 7 年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 工事費	土地区画整理事業費	千円 37,885